

第4編 雪害・事故災害等対策編

第1節 雪害対策

建設部 関係各部

1 予防計画

雪害は、地震のように突然、大規模な被害が発生するというものではないが、逆に長期間にわたりかつ市内一円に被害が発生することとなる。

雪害については、事前にその予測が可能であり、絶えず効果的な雪害予防対策を推進することで、被害の防止及び軽減を図ることが可能である。

特に、ハード面の整備推進はもちろんであるが、雪害が長期間にかつ広い範囲にわたることから、市民の雪害への適応力、抵抗力を向上させ市民総ぐるみの雪害予防体制を構築することが重要である。

豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害防止又はその被害を軽減するため、計画的に防災基盤の整備を促進し、雪害に強いまちづくりを推進するとともに、防災教育・訓練、自主防災組織や地域ぐるみ除排雪体制の推進による防災行動力の向上を図るなど、雪害防止対策の効果的な推進に努めるものとする。

(1) 道路施設等の整備

雪害予防のための道路施設の整備及び道路除雪のための除雪機械の整備に努める。

ア 凍雪害防止事業

凍上又は融雪により路盤が破壊されるおそれがある主要道路について、路盤の早期改良に努める。

イ 防雪事業

積雪地域内における道路について、雪崩の発生により危険を生じ、若しくは自動車交通が不能となる箇所又は地形若しくは風向き上、防雪効果の著しい箇所について、防雪柵、スノーシェッド、雪崩防止柵等の設置に努める。

ウ 除雪機械の整備

道路除雪に必要な除雪機械の整備に努める。

(2) 雪崩防止施設等の整備

雪崩危険箇所（資料10-14参照）等で、雪崩の発生するおそれのある地域での人家、公共施設等の保全を図るため、雪崩防止対策として必要な施設の整備を図り、雪崩等の災害防止に努める。

(3) 雪に強い都市機能の整備

都市基盤の整備にあたっては、堆雪帯の確保や消雪歩道など、特に冬期間の交通環境の改善に配慮した整備を推進する。

(4) 学校施設の整備

豪雪山間地帯における校舎等の保全を図り、危険校舎の改築、屋内運動場等の整備を図る。

(5) 道路除雪体制の整備

積雪時の道路交通の確保を図るため、「道路除雪計画」に基づき、市及び市内業者の除雪機械、要員の確保等除雪体制の整備に努める。

(6) 雪害予防のための措置

沿道の倒木による被害を防止するため、倒木のおそれがある樹木を把握し、必要に応じて関係者の協力を得て伐採する等、被害の予防に努める。

また、標識や跨道橋等からの落雪による事故を防止するため、雪庇の状況を把握し、適時適切に雪庇除去を行う等、事故の予防に努める。

(7) 地域ぐるみ除排雪体制の推進

降積雪時においては、市民一人ひとりが力を出し合い、市と一体となって除排雪活動を行うことが必要であり、地域ぐるみの除排雪活動が円滑に実施されるよう日頃から自主的なコミュニティ活動の育成に努める。また、要配慮者（避難行動要支援者）に対する屋根雪おろしなどの支援体制づくりに努める。併せて、市民に対して除雪作業の際の安全確保について注意喚起する。

(8) 防災意識の高揚

雪等による被害を最小限にとどめるためには、市民をはじめ各防災関係機関等が、雪等に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。とりわけ、集中的な大雪が予想される場合は、市民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要不急の外出を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要であることから、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

2 応急対策計画

豪雪等による大規模な雪害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、市及び関係機関は相互に連携を図り、その組織及び機能の総力をあげて、雪害応急対策にあたる。

まず、予警報等の関係機関への伝達及び住民への周知徹底など、災害未然防止活動を迅速、的確に行うとともに、迅速、的確な初動体制をとり、被害規模や被害拡大の危険性についての情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行う。

また、市民生活及び社会経済活動の安定確保並びに各種応急対策の迅速かつ的確な実施のため、交通の確保や地域ぐるみ除排雪を推進するとともに、ライフライン施設・公共施設等の機能維持を図り、死傷者が発生した場合には、一刻も早く、人命の救助・救急、医療救護等の緊急救護活動を行う。

さらに、被害状況及び拡大の危険性に応じて、避難活動、交通規制・緊急輸送対策を進めるとともに、被災者に対して必要な生活支援を行い、また、被害が長期にわたることも予想されることから、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、警備活動等による社会生活の維持、産業被害の拡大防止、二次災害の防止等の対策を行っていくこととする。なお、本節に記述のない事項は、第2編第2章「災害応急対策計画」に準じて行うものとする。

(1) 雪害対策本部の設置等

市長は、雪による被害状況の的確な把握及び雪害対策を総合的に推進し、市民生活の安定を図るため、次の基準により雪害対策本部を設置する。組織、事務分掌は、災害対策本部の例によるものとする。本部長、副本部長、本部員をもって本部会議を構成し、被害状況の把握、雪害対策及びその推進について調整する。

組 織	設置基準
雪害対策本部	・ 市内各地で雪害の発生が予想され、その対策を要するとき。 ・ 市内の一部の地域に雪害が発生し、その規模及び範囲から見て雪害対策本部を設置し、その対策を要するとき。 ・ 顕著な大雪に関する富山県気象情報が発表され、その対策を要するとき。

なお、広範囲又は甚大な被害が発生し、災害対策本部が設置された場合には、雪害対策本部は災害対策本部に包括される。

また、雪害対策本部の設置に至らない場合でも、雪害の発生が予想され、又はその対策を要するときは、必要に応じ対策会議（統括課：防災危機管理課）を開催し、対応策を検討する。

(2) 情報収集・連絡体制の強化

降雪、積雪により市民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあるときは、関係各部は気象に関する予警報や積雪情報を参考に、情報収集、連絡体制を強化する。

(3) 道路交通の確保

積雪時においては、市民生活、産業経済活動等のため、道路交通の確保が特に重要であり、「道路除雪計画」に基づき、適切かつ迅速な措置を行う。なお、状況によっては、緊急輸送道路の交通確保を最優先に、次の事項の措置を講じるものとする。

ア 主要幹線や重要交差点など、除排雪作業の一層の強化を図る。

イ 除雪委託業者の除雪機械やオペレーター等の追加動員の確保を行い、速やかな除雪対応に努める。

ウ 道路パトロールを強化するなど、情報収集や関係機関との連絡体制の一層の強化を図り、必要に応じてこれらの情報を市民や通行車両に提供する。

エ 道路除雪担当外の部等に応援を求めるなど要員配備の調整により、道路除雪体制を強化する。

オ 特に集中的な大雪時においては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

(4) 災害級の大雪時の対応

顕著な大雪に関する富山県気象情報が発表されるなど災害級の大雪による被害が予想される場合には、災害級の大雪時におけるタイムラインに基づき、関係機関ごとの段階的な行動を共有し、円滑な連携のもと、速やかに対応することとし、次の事項の措置を講じるものとする。

ア 市民や事業者等に不要不急の外出を控えるよう呼びかける。

イ 他の道路管理者が管理する道路であっても、緊急的に除雪し交通障害の解消を図るなど、相互に連携・応援できる体制を構築する。

ウ 臨時の雪捨て場の開設や機動的除雪、排雪作業の準備など除排雪体制を強化する。

エ スタック車両や放置車両による大規模な滞留が見込まれるので、必要に応じ、災害対策基本法に基づき除雪作業等の支障となる車両の移動に努める。

オ 倒木等に伴う道路の通行止めが見込まれるので、ライフライン関係者と連携し早期の復旧に努める。

3 復旧対策計画

第2編第3章「災害復旧対策計画」参照

第2節 危険物等災害対策

消防部 関係各部

1 予防計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい・流出、火災、爆発等により、死傷者が発生するなどの災害（以下（「危険物等災害」という。）を未然に防ぐため、危険物等関係施設の管理者は当該施設の安全性の確保及び自主保安活動を促進する。市は、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急活動体制の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進する。

(1) 危険物等関係施設の安全性の確保及び自主保安活動の促進

危険物等施設の管理者は、災害による危険物等災害の未然防止、被害拡大防止のため、施設の安全性の向上を図るとともに、自主的な保安活動を促進するなどの防災体制を整える。

(2) 災害情報の収集・伝達体制の整備

危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。このため、市及び関係機関は迅速かつ的確な災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図るとともに、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりに努める。

(3) 活動体制の整備

危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに効果的な応急対策を実施できるよう、市及び防災関係機関は防災体制を整備するとともに、県等の関係機関との相互連絡体制を確立する。

(4) 防災資機材の整備

危険物等災害に備えて化学消火薬剤を備蓄するとともに、必要な防災資機材の整備を図る。

(5) 防災知識の普及・啓発

危険物等災害の危険を軽減するため、防災訓練やパンフレットなどにより防災知識の普及・啓発に努める。

2 応急対策計画

危険物等災害が発生した場合、被害が広範囲にわたるおそれがあるため、県をはじめとする関係各機関と連携し、応急対策を実施する。なお、本節に記述のない事項は、第2編第2章「災害応急対策計画」に準じて行うものとする。

(1) 災害情報の収集・伝達

危険物災害への対応を効果的に実施するため、相互に密接な連携のもとに危険物の種類、性状、量、拡散状況等についてできるだけ正確かつ詳細な情報の入手に努めるとともに、関係機関との情報の共有化を図る。

(2) 活動体制の確立

市長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

(3) 危険物等の漏えい・拡大防止活動

災害が発生した場合、危険物の火災、漏えいなどが考えられる。その場合、従業員はもとより地域住民に対しても大きな影響を与えるおそれがある。これらの施設については、関係法令に基づき予防規定が定められ防災体制が強化されるが、災害時における被害を最小限に抑えるため、関係機関相互の緊密な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた的確な応急対策を講じる必要がある。

ア 危険物等施設の管理者は、予防規定等に基づき火災、流出等の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合には、直ちに危険物の取扱い作業を中止し、初期消火活動、危険物流出防止の対策を講じるとともに、速やかに消防に通報し、二次災害防止のための施設の点検、応急処置を行うものとする。

イ 危険物等施設の管理者は、状況に応じて消防機関など関係機関と密接な連携を図り、危険物の回収、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大を防止する。

ウ 市長、消防及び警察は、被害拡大のおそれがあると認めるときは、火災警戒区域を設定して、火気の使用禁止及び区域内への立入禁止（制限）を行うとともに、交通規制及び広報活動を行うものとする。

(4) 救助・救急、医療救護及び消火活動

危険物等災害が発生した場合の救助・救急、医療救護及び消火活動にあたっては、当該危険物等施設の管理者と連携して行う。

3 復旧対策計画

第2編第3章「災害復旧対策計画」参照

第3節 林野火災対策

消防部 産業民生部

1 予防計画

林野火災が発生すると地形、水利等から消火活動は困難を極め、大規模な火災となるおそれがある。また、林野火災の発生原因の大半が人為的なものであることから、防災意識の高揚や啓発を図るなど、災害に強い地域づくりを推進する。

(1) 林野火災に強い地域づくり

- ア 防火林道、防火森林の整備に努める。
- イ 林産物の採取、森林レクリエーション等の森林利用者、森林所有者、林業労働者等を重点に林野火災予防思想の普及、啓蒙を図る。
- ウ 森林所有者、地域の林業関係団体等による自主的な森林保全活動を推進する。

(2) 体制の強化

- ア 森林レクリエーション施設等の設置者及び管理者は、休憩所の吸殻入れや炊飯場所等における消火用具等の設置に努める。
- イ 異常乾燥、強風等の気象条件に留意し、火入れの規制を適正に行う。
- ウ 林業関係者、消防機関等は、林野火災予防のために密接な連携を図る。

2 応急対策計画

(1) 消火活動

消防署は、林野火災の消火活動にあたっては、部隊の出動区域、順路、応急防火線の設定等、現地の状況及びその変化に応じた措置をとる。

なお、災害対策本部を設置しない場合で、避難所の開設等の対策を講じる必要がある場合、関係各部は、第1編第7節「災害対策本部の組織」に定める事務分掌に従って活動する。

(2) 広域応援要請、空中消火活動要請

林野火災の拡大に伴い、自らの消防力のみでは対処できないときは、県内の他の消防機関、県消防防災ヘリコプター、緊急消防援助隊、広域航空消防応援又は自衛隊の災害派遣を要請する（第2編第2章第6節「消防活動」参照）。

(3) 二次災害の防止

林野火災により荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して二次災害の防止に努める。

3 復旧対策計画

第2編第3章「災害復旧対策計画」参照

第4節 海上災害対策

消防部 産業民生部

1 予防計画

船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生又は発生するおそれがある場合及び船舶からの油等の大量流出による著しい海洋汚染等が発生した場合などは、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、各種対策を講じる。

(1) 体制の確立

市は、関係機関と連携を図り、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。

イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。

ウ 職員の非常参集体制等、応急活動体制の確立を図る。

エ 海難発生時における応急活動等に関しあらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

オ 海難発生時の救急・救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努める。

カ 実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について強化を図る。

キ 船長及び漁業協同組合は、周辺海域の気象状況を常に把握し、荒天に対処する海上保安部からの指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講じる。

(2) 流出油等災害予防対策

ア 市は、海上保安部から漂流油等の通報を受け、又は自ら発見したときは、港内等への流入を防止するため警戒体制に入るとともに、必要に応じ、対策本部を設置する。

イ 漂流油等が港内等へ流入し、漂流、漂着した場合には、時間の経過や気温の上昇により汚染範囲が拡大し、作業が困難となるため、直ちに拡散防止に努めるとともに防除作業を行う。

防除作業の基準は、次の要領で実施する。

(ア) 定置網、養殖施設等に付着した油の防除、清掃等は、原則として当該経営者が行う。

(イ) 少量の漂流油等の防除は、関係者が自主的に行う。

(ウ) 油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消化剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について、関係機関と情報を共有する。

(エ) 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設等の改修、岸壁水深の維持に努める。

(オ) 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

- (カ) 関係者だけで防除、清掃が困難と認められる場合には市で実施する。市単独では早期防除が困難と認められる場合には、県等に対して応援要請を行う。また、報道機関に対して情報提供を行い、市民等周知に努める。

2 応急対策計画

「富山県沿岸排出油等防除協議会」に基づく関係機関相互の緊密な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた人命救助、消火活動等的確な対策を講じる。なお、本節に記述のない事項は、第2編第2章「災害応急対策計画」に準じて行うものとする。

(1) 事故対策本部の設置等

ア 市長は、海上災害船舶からの流出油が本市海岸に漂着するおそれが生じ、被害の発生が予想されるときなど、必要に応じ事故対策本部を設置する。組織、事務分掌は、災害対策本部の例による。

イ 市長は、事故の規模が大きく、総合的かつ迅速な応急対策のため必要と認める場合、直ちに災害対策本部を設置し、応急対策にあたるものとする。なお、災害対策本部が設置された場合には、事故対策本部は災害対策本部に包括される。

(2) 人命の救助及び負傷者の搬送

消防署は、海上保安部等が行う人命救助に協力するとともに、負傷者の搬送にあたる。

(3) 消火及び延焼の防止

消防署は、海上災害が発生したとき、船舶又は流出油火災の発生に対処するため、必要に応じて消防艇、消防ポンプ自動車等を出動させるものとし、火災が発生した場合は、消火活動を実施する。陸上の施設に延焼するおそれがある場合は延焼防止の措置を講じる。

(4) 沿岸住民等への周知

市は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は波及することが予想される場合、防災関係機関と連携のうえ、広報車、同報無線等により周知する。

3 復旧対策計画

第2編第3章「災害復旧対策計画」参照

第5節 航空災害対策

消防部 関係各部

1 予防計画

航空機の墜落炎上等大規模な事故が発生したときに備え、的確な対応が行えるよう、各防災関係機関との連携を図り、情報収集・伝達体制及び防災体制の整備を図る。

2 応急対策計画

市は、市域において大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、第1次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、各防災関係機関及び住民の協力を得て、その有する全機能を發揮して応急対策を実施する。なお、本節に記述のない事項は、第2編第2章「災害応急対策計画」に準じて行うものとする。

(1) 事故対策本部の設置等

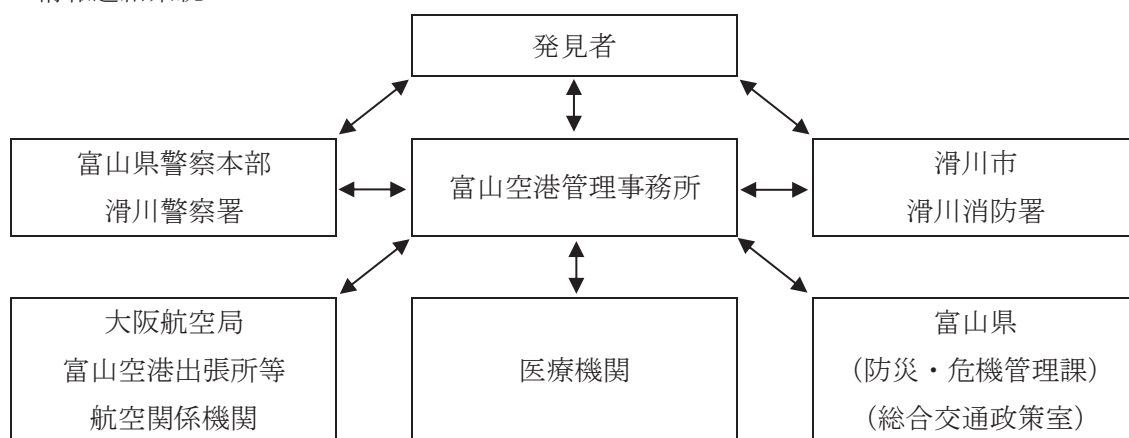
ア 市長は、収集された情報により必要と認めるときは、事故対策本部を設置する。組織、事務分掌は、災害対策本部の例による。

イ 市長は、事故の規模が大きく、総合的かつ迅速な応急対策のため必要と認める場合、直ちに災害対策本部を設置し、応急対策にあたるものとする。なお、災害対策本部が設置された場合には、事故対策本部は災害対策本部に包括される。

(2) 現地合同対策本部等の設置

各防災関係機関の応急対策を円滑に推進するため、必要に応じ、応急対策全般に係わる連絡調整及び合同指揮を行う現地合同対策本部等を、市、県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、警察、消防、自衛隊、その他防災関係機関で協議のうえ設置するものとする。市域における事故の場合は、災害現場又は災害現場付近の公共施設とする。

情報連絡系統



3 復旧対策計画

第2編第3章「災害復旧対策計画」参照